

特例対象被保険者等(非自発的失業者)の軽減制度について

会社の倒産・リストラ・病気など、会社都合等により離職された方（特例対象被保険者等）には、国民健康保険料が軽減される制度があります。【申請が必要です】

軽減内容・対象期間

- 軽減内容……給与所得を **30%に減額**して保険料を算定します
- 対象期間……**離職日の翌日～翌年度末**
〔例：令和 7 (2025) 年 3 月 31 日離職の場合 → 令和 7 (2025) 年 4 月～令和 9 (2027) 年 3 月分〕
- ◆就職などにより国保をやめた時点で軽減は終了します。その後、国保に再加入することになった場合、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」（以下「証書」という。）が更新されていない場合は、再度申請をすることで前回申請時の対象期間内で軽減を受けることができます。【改めて証書の提出が必要となります】
- ◆証書が更新されている場合は、最新の証書で軽減の可否を判断します。

特例対象被保険者等となる条件（※すべての条件に当てはまる方が対象です）

- 離職時の年齢が **65 歳未満**であること
- 雇用保険の**特定受給資格者**または**特定理由離職者**であること
……「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の第 1 面「12. 離職理由」のコード番号で確認します。
特定受給資格者 …………… **11・12・21・22・31・32**
特定理由離職者 …………… **23・33・34**

申請にあたって必要な書類

- 雇用保険受給資格者証(原本必須)または雇用保険受給資格通知
- 顔写真付き公的身分証で、本人確認ができるもの
……例えば、マイナンバーカード・運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・運転経歴証明書・身体障害者手帳など（やむを得ない理由によりこれらの公的身分証を提示・提出することができない場合は、ご相談ください。）
- 特例対象被保険者等届出書
……受付窓口にあります。郵送の場合は、江東区ホームページ（<https://www.city.koto.lg.jp>）から印刷してください。

申請の受付窓口

- 資格賦課係（江東区役所 2 階 7 番窓口）
- 区内の各出張所
- 郵送でも申請できます。
詳しくは裏面をご覧ください。

区ホームページは
こちらから



注 意 事 項

- ◆軽減に該当するかどうかは、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」のみで判断します。会社都合の離職であっても、**離職票や退職証明書では受付できません**。また、特例受給資格者、高年齢受給資格者（証書に「特」や「高」の記載がある方）は、軽減の対象外です。
- ◆雇用保険の加入期間が 6 か月未満であった場合など、雇用保険の受給資格がなく、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」が発行されなかった場合は、軽減の対象外です。
- ◆**給与所得以外の所得**（年金、不動産、株式の譲渡所得など）は、**減額の対象外**です。
- ◆所得割のない方は、申請されても保険料が軽減されない場合があります。
- ◆「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」を紛失された場合は、ハローワークで再発行を受けてください。再発行に必要な手続・書類は、ハローワークに直接お問い合わせください。
- ◆病気等の理由により雇用保険の受給期間の延長をした場合は、延長期間終了後に「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」が交付されるまでは手続ができません。なお、保険料を再計算することには期間制限があるため、軽減申請できる期間には限りがあります。

【お問合せ先】 医療保険課 資格賦課係 TEL 03-3647-8520
TEL 03-3647-3167

郵送による申請の方法

郵送による申請をご希望の方は、記入例を参考に届出書をご記入の上、下記の必要書類をお送りください。

原則、処理が完了した翌月中旬に変更通知書・納付書等を送付いたします。

○必要書類……□特例対象被保険者等届出書

□「顔写真付き公的身分証で、本人確認ができるもの」(マイナンバーカード・免許証・在留カードなど)の写し

□「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の写し
(※必ず両面をコピーして添付してください)

○送付先……………〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

江東区役所 医療保険課 資格賦課係 国保賦課担当 あて

特例対象被保険者等届出書の記入例

特例対象被保険者等届出書

江東区長 殿

下記のとおり特例対象被保険者等(非自発的失業者)に該当するので、届け出ます。

[太枠内を記入してください]

<申請者>	
令和 △ 年 4 月 22 日	
住 所 江東区 東陽4丁目11番28号	
氏 名 江 東 太 郎	
電 話 03 (3647) 9111	

世帯主氏名	江 東 一 郎															
離職者氏名	江 東 太 郎		離職者個人番号 (マイナンバー)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	△	○	×
離職年月日	令和 △ 年 3 月 3 1 日		離職理由コード		1 1											

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「11. 離職年月日」の日付をご記入ください。

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「12. 離職理由」の番号をご記入ください。

雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証

1. 支 給 番 号		2. 氏 名			
3. 被 保 険 者 番 号		4. 性別	5. 離職日年齢	6. 生 年 月 日	7. 求 職 番 号
8. 住 所 又 は 居 所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離 職 年 月 日		12. 離 職 理 由	
		0Δ0331		11	
13. 60 歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給 付 制 限	

和暦で記載されています
例) 0△0331→令和△年3月31日

軽減可能なコード番号は…
11・12・21・22・23・31・32・33・34